

参加・参画と協働

1. 「参加」のかたち

社会・地域への参加

- コミュニティ活動（自治会、区）
- 地域自治協議会形成
- 多様なまちづくり活動（清掃、美化、各種見守り、環境保全、地域活性化、町並保存等）
- ボランティア活動、NPOの活動
- コミュニティ・ビジネス、社会的企業（起業）等

行政システムへの参加

- 法定参加（選挙、直接請求（解散・解職、監査、条例の制定・改廃等）、世論形成、ロビイング、政策提案等
- 審議会、懇話会、市民会議等
- イベント・行事、実行委員会等への参加
- 市民提案制度（パブリックコメント、ご意見箱）等
- 行政事業の市民（団体）による受託等

「参加」の段階

《直接参加手法》

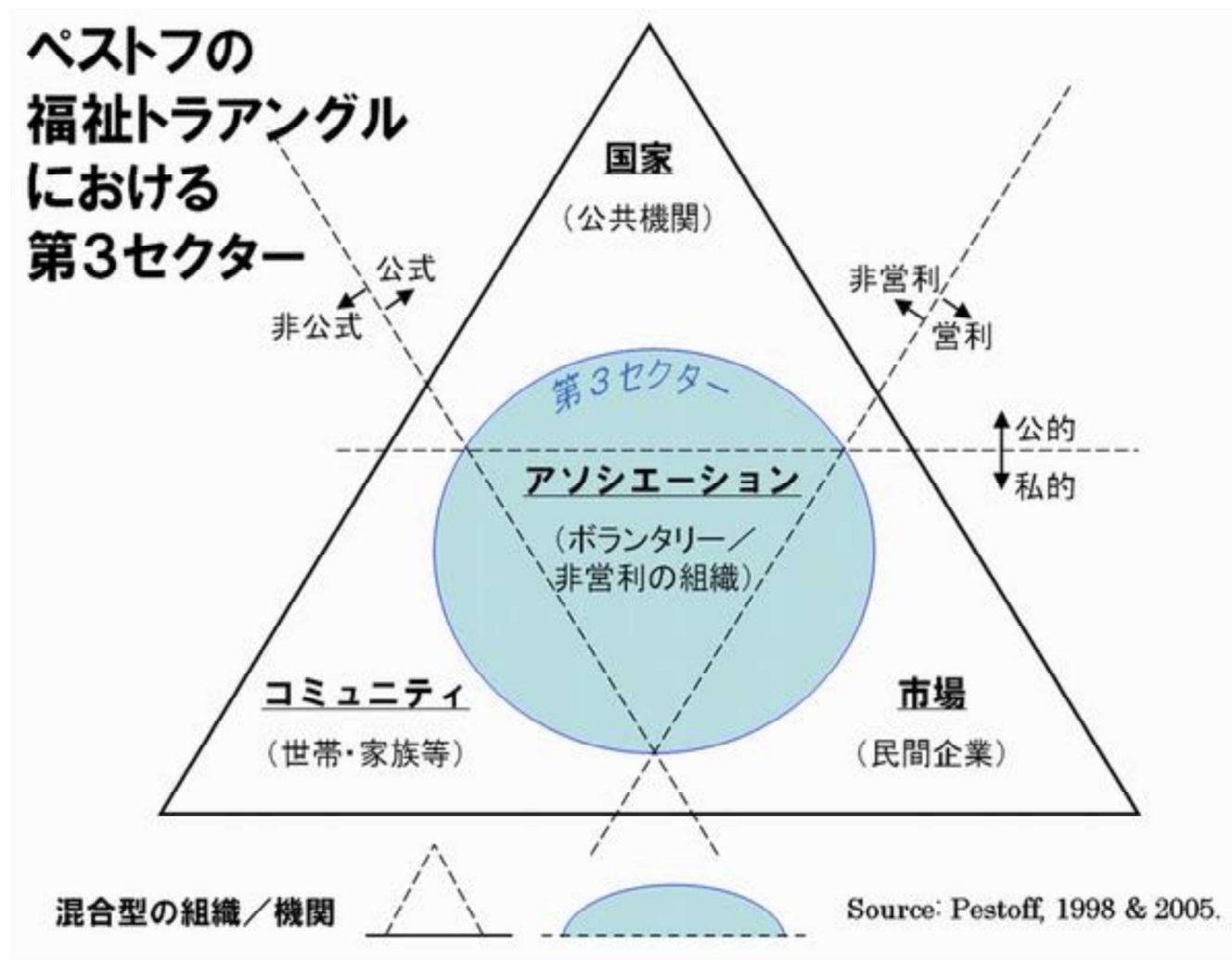


《間接参加手法》

- ・ 住民投票
 - ・ 委員会
 - ・ ワークショップ
 - ・ コンペ、コンクール
 - ・ アンケート
 - ・ 対面ヒアリング、
 - ・ マッピング
 - ・ ニュースレター

社会の構成 協働の位置

社会の3つのセクターの関係を模式的に表すと



2. 「参画」とは

■参画

- 役割と責任を自覚して、社会的課題を解決するための公共的・公益的活動に主体的に加わること
- 行政活動に住民が関わるほか、民間の活動に行政が加わることも含む。
- 課題発見から、解決策立案、実行、評価、見直しまでの一連の流れ全体に関わることが望ましい。

なぜ参画と協働か（背景）

- 政府（行政）や市場（企業）だけでは解決できない社会課題が増えてきた（ex. 少子化・高齢化、環境問題等）
- 自治体の財政の悪化
- 平成の大合併（他都市では重要な要素）
- 住民自治の進展（コミュニティ協議会、自治協議会等）
- 市民の参加・参画意識が高まってきた
- ボランティアやNPOなど新たな活動主体が台頭
- NPM（new public management）の浸透

3. 「協働」、理念とルール

① 協働とは

■ 協働

多様な市民や行政が、地域の公共的な課題の解決を目指して、同じ目的のために協力・連携して、それぞれのやり方で行動すること。

言い方を変えれば、

- 1) 公共的課題の解決に取り組むという目的の共有
- 2) 多様な主体が持てる力を出し合い、補完し合う
- 3) バラバラでやるより大きな成果 ($1 + 1 > 2$)

② 期待できる効果

市民（町民） にとって	活動団体にとって （自治協議会、自治会、 NPO・市民団体、事業 者）	行政にとって	共 通
・きめ細かな公共サービス ・地域力向上 ・自分達で決め、実行する住民自治の実現 ・人間関係の広がり・深まり	・新たな公共の担い手として成長 ・地域や社会からの信頼 ・事業化の可能性（コミュニティビジネス） ・事業者の社会貢献	・縦割りの弊害などの改善 ・コスト削減 ・新たな課題に挑戦する余力が生まれる ・対話能力の向上、信頼関係の構築	・異なる相手との対話 ・相互に変革、成長 ・社会に関心を持つ人の増加

③ 協働の結果もたらされるもの

住民が成長する

- 地域自治組織とテーマ型組織の連携
- 新たな公共の担い手となる

行政が変わる

- 住民との連携により公共サービスの質が高まる
- 参画・協働に対応する組織に変わる

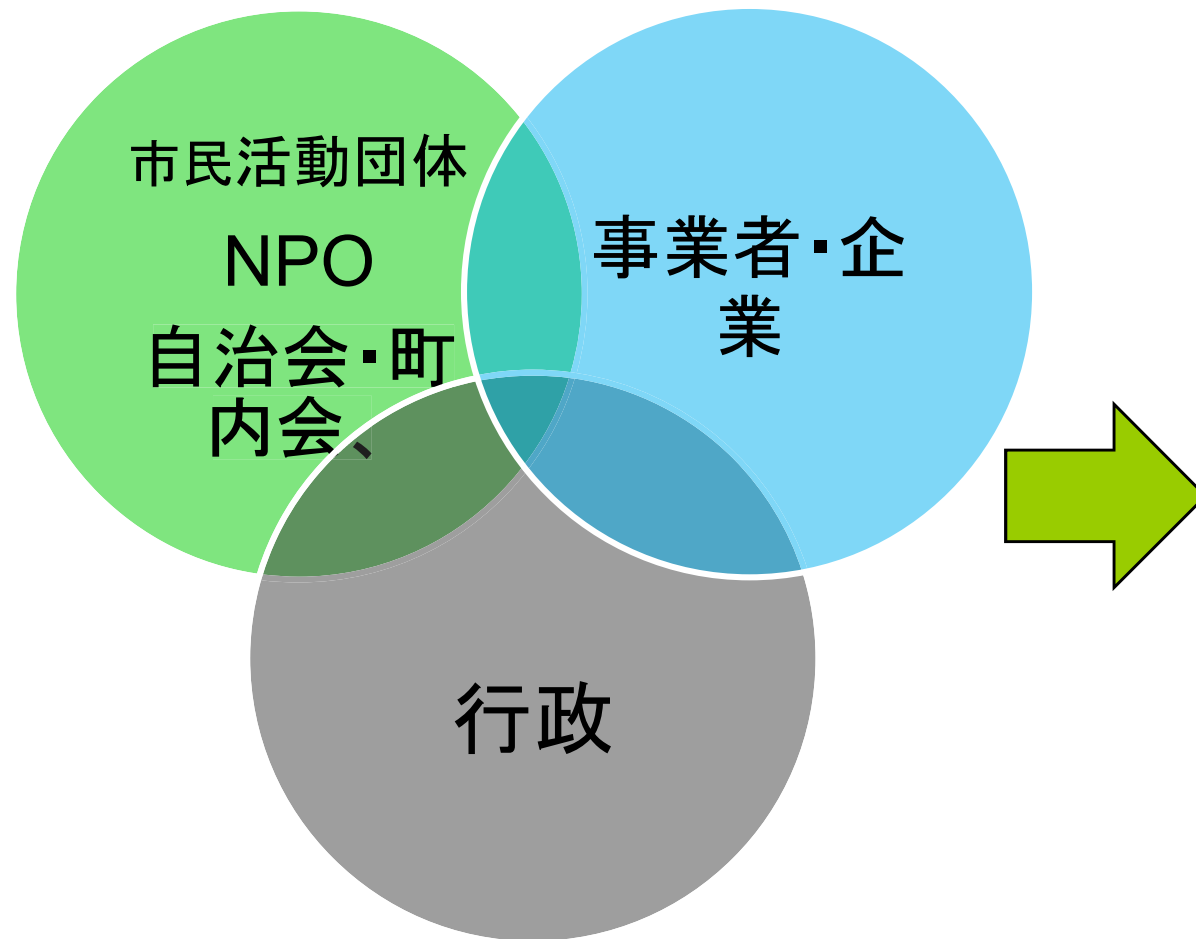
つながりが 新しくなる

- 各主体どうしの関係のルールが自然に決まる
- 各主体の持っているチカラを自発的に提供し合う

④ 協働には何が必要か

- ✓ 情報の公開と共有
- ✓ 協働の目的や狙いの再確認(社会的課題の共有)
- ✓ 行政職員の意識改革(“協働”をベースとした行政経営)
- ✓ 地域団体、住民団体の力量アップ
- ✓ 住民の理解

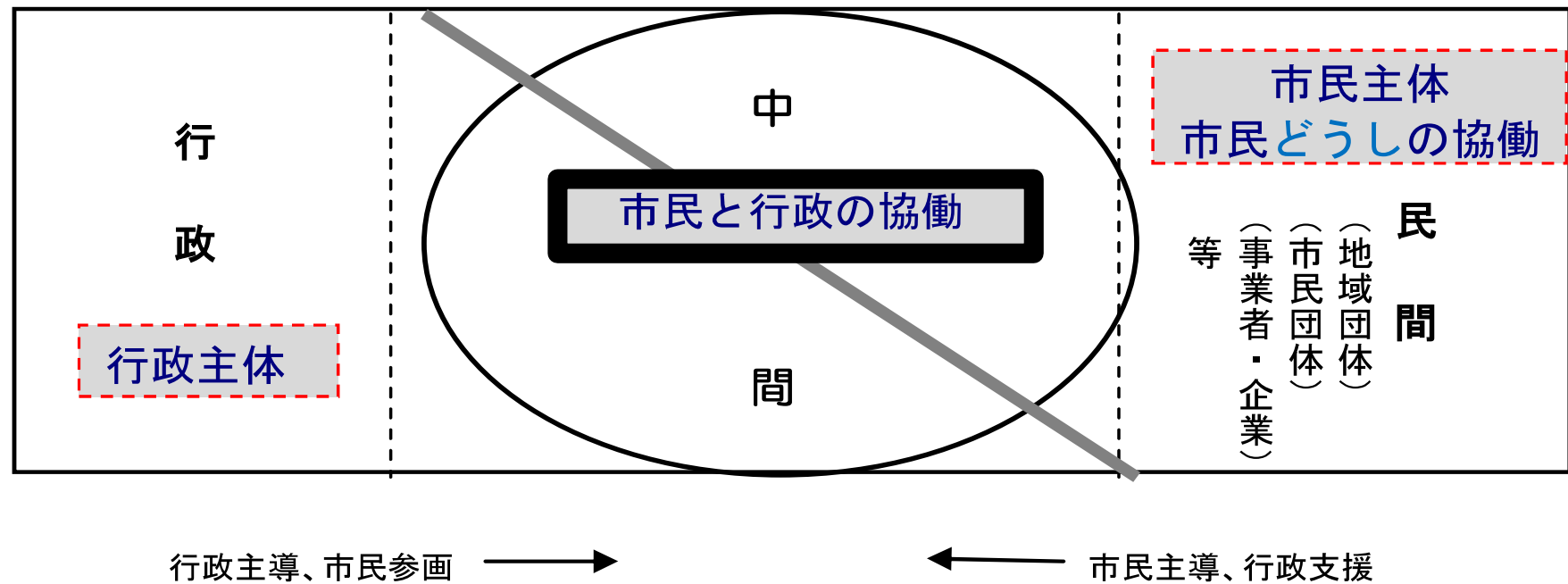
(4) 協働のイメージ



■ 取り組みのテーマ例

- ・地域課題の解決
- ・地域自治の推進
- ・活気あるまちづくり
- ・コミュニティ・ビジネス
- ・特産品の開発と販売
- ・公共サービスの実施
- ・公共施設の管理
- ・住民相互の交流
- ・他都市、地方との交流
- ・観光客の受入れ
- ・まちづくりの方向検討
- 他

⑤ 協働の領域



丹波市「参画と協働の指針」(2011)を参考にしたより

住民力の向上や行財政改革に伴い、中間領域は広がります。

⑥ 協働の原則（ルール）の例

- 目的の共有
- 対等の関係（パートナーシップ）
- 相互理解と自主性尊重（それぞれの立場尊重）
- 自立化促進（民・官それぞれが自立する）
- 相互の自主的変革（自ら変わる）
- 相乗効果と役割分担の明確化（ $1 + 1 > 2$ ）
- 情報公開（共有）と透明性
- 補完性の原則（地域でしかできないことはまず地域で）
- 評価・見直し（PDCAサイクルの導入、年限を切る）
- できるところから

いろいろな事例から集約した。

⑥ 協働に適した事業

- NPOの特性や能力を活かせる分野
 - 市民的視点の必要な分野
 - 先駆的な事業、社会実験事業
 - 行政ではできない充実しサービス提供ができる分野
-
- 政策形成分野

⑦ 協働の種類（手法）

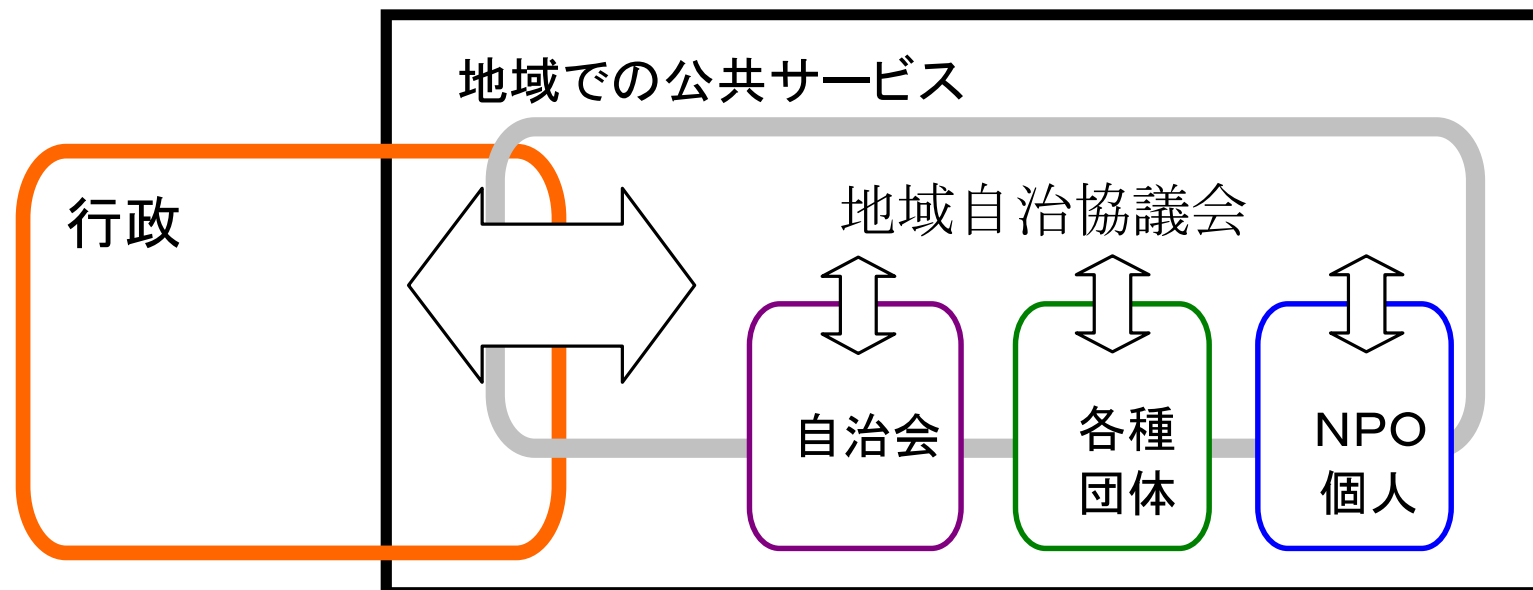
- A) 共催
- B) 後援
- C) 委託
- D) 補助・助成、負担金
- E) 事業への協力
- F) アドプト制度
- G) 企画・立案等への参画
- H) 共同事業、実行委員会
- I) 人事交流、人材派遣 その他

(10) いくつかの留意点

- 実質的に対等な関係をつくる
- 「協働」は、NPOとの関係に限定されることではないこと
- 行政がこれからの分権時代（地方分権→地域分権→市民分権）に対応できるように自己変革をしていく必要があること
- “協働”がこれからの行政の（地域ガバナンスの）基礎になっていくこと

⑧ 地域協働

地域の課題を解決するための方策やこれまで主に行政が行っていた公益・公共サービスを、地域を代表する地域自治協議会（まちづくり協議会）と行政が相談して役割分担を決めて、地域が中心となって実行していくという取り組みを朝来市では「地域協働」と呼んでいます。



⑨ 地域協働のパターン

地域公共課題への 自主的取り組み

- 安心・安全への取り組み等
- 協働による地域づくり(ビジョン実現)

行政サービスの 受託

- 行政サービス等の受託
- 公共施設の指定管理

地域主体のコミュ ニティ・ビジネス等

- 自主財源の確保(経済的な持続可能性の追求)
- 地域内外経済循環(物販、サービス提供)

⑩ 協働を促進するための方策(例)

- 情報提供、情報発信の支援
- 定期的な会合(ラウンドテーブル)開催、ネットワーク促進
- 研修機会の提供、アドバイザー派遣
- 活動場所の提供又は斡旋(市民活動センター、インキュベーションオフィス、市施設の優先利用)
- 補助金・助成金／つなぎ融資
- 提案公募型事業(市民団体発／行政発)の制度化
- 総合的な窓口の設置、協働担当職員を各部に置く
- 活動推進に向けた委員会の設置、指針や計画の策定

⑪ 行政はどう変わるか

■ 行政施策の進め方が変わる。

- ・参画と協働を原則とする。
- ・新たな公共の考え方にもとづく。

■ 行政組織が変わる。

- ・参画と協働を組織体系を貫く柱とする。
- ・参画と協働を取り仕切る部門が全庁的調整を担う。

■ 行政職員が変わる。

- ・研修を充実し、参画と協働への認識を深める。
- ・政策を市民とともに創りあげていく姿勢となる。
- ・市民の一員として自主的に地域活動に参加する。

■ 将来の行政経営のあり方を考える。

- ・協働を柱とした行政運営。

① 豊中市協働事業提案制度(例)

豊中市では、2004年度から豊中市市民公益活動推進条例にもとづき、事業の企画段階からNPO等と協働する仕組みがある。それぞれ、公開審査の後採択されれば、予算が議決され事業化される。(伊丹市、守口市も類似)

■提案公募型委託制度(A)

市が課題を提示して、市民団体等から企画提案を募り、協働型委託事業とする。

■協働事業市民提案制度(B)

市民団体等が、地域課題を解決するために市と協働して取り組みたい事業を提案する。事業形態はさまざま。

【事例】A:NPOマネジメント講座、小学校英語体験

B:ビオトープ公園の整備

⑫ 協働の結果もたらされるもの

市民が成長する

- 地域自治組織とテーマ型組織の連携
- 新たな公共の担い手となる

行政が変わる

- 参画・協働を政策の基盤とする
- 参画・協働に対応する組織に変わる

つながりが
新しくなる

- 協働のルール(指針)をみんなで定める
- 新しい活動、団体を歓迎する

4. 協働と評価

① 協働の評価対象項目

- ① 協働事業の採用
 - ② 協働相手の選定
 - ③ 目標設定
 - ④ 目標達成度
 - ⑤ 協働形態
 - ⑥ プロセスおよび事業手法
 - ⑦ 予算執行
 - ⑧ 事業の継続性・発展性
 - ⑨ 事業成果の公開
 - ⑩ 評価
- 

評価指標
・協働に適した事業か
・事業に先駆性、開発性はあったか
・公益上必要な事業であったか
・相乗効果が得られたか
・行政内部の理解は得られていたか (政策的認知)
・協働事業自体に社会的認知はできていたか
・行政の関与は適切であったか(役割分担、協働領域かどうか)
・なぜNPOと協働するかを十分説明できたか(民間委託との違い)